

広島県告示第七百九十五号

昭和五十年広島県告示第九十七号（民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、令和七年十二月一日から施行する。

令和七年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
民生委員協議会名 民生委員協議会の区域 竹原市忠海地区民生委員協議会―廿日市 市廿日市地区民生委員協議会 廿日市市平良・原・串戸地区民生委員協議会 廿日市市宮園・四季が丘地区民生委員協議会 廿日市市宮内・地御前地区民生委員協議会 廿日市市のうち 峰高一丁目、同二丁目、 宮内（一部）、宮内一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、六本松一丁目、同二丁目、 地御前一丁目、同二丁目（一部）、同三丁目、同四丁目、同五丁目、 地御前北一丁目、同二丁目、同三丁目、地御前（一部）、宮内工業団地 （略）	民生委員協議会名 民生委員協議会の区域 竹原市忠海地区民生委員協議会―廿日市 市廿日市地区民生委員協議会 廿日市市廿日市中央地区民生委員協議会 廿日市市宮園・四季が丘地区民生委員協議会 廿日市市宮内・地御前地区民生委員協議会 廿日市市のうち 峰高一丁目、同二丁目、 宮内（一部）、宮内一丁目、同四丁目、六本松一丁目、同二丁目、 地御前一丁目、同二丁目（一部）、同三丁目、同四丁目、同五丁目、 地御前北一丁目、同二丁目、同三丁目、地御前（一部）、宮内工業団地 （略）
廿日市市阿品・阿品台地区民生委員協議会―神石郡神石高原町民生委員協議会	廿日市市阿品・阿品台地区民生委員協議会―神石郡神石高原町民生委員協議会